

# 企業集団内部統制の構築と運用を巡る検討課題 ーグループ経営と役員責任を含めてー

2015年7月8日

弁護士 蜂須 優二

## 目 次

### 第1、平成26年改正会社法、改正会社法施行規則の構造

- 1、改正会社法等
- 2、親会社取締役の子会社に対する責任は変わるのか？
- 3、会社の業務等の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備（基本知識の整理）

### 第2、内部統制システムの構築

- 1、親会社の類型
- 2、子会社の類型
- 3、規定上の留意点（法的観点から）
- 4、監査役への報告、連絡、情報提供、通報窓口
- 5、内部監査部門

### 第3、親会社取締役の責任

- 1、ホールディングス（株式100%保有）の場合
- 2、事業会社企業集団（複合・実質支配、資金・人事・技術・主要原材料の供給、主要商品の購入などの取引）の場合
- 3、ぎりぎり子会社 非完全支配（一応実質支配関係あり、と判断されているが、完全でない）の場合

### 第4、参考判例

- 1、親会社取締役の子会社に対する責任
- 2、内部統制システム構築等に関する取締役、監査役の責任

## 第 1、平成 26 年改正会社法、改正会社法施行規則の構造

### 1、改正会社法等

#### 1) 改正前

- (1) 会社法第 362 条第 4 項第 6 号（348 条 3 項 4 号、416 条 1 項 1 号ホ）
- (2) 会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号（98 条 1 項 5 号、112 条 2 項 5 号）  
「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務」

#### 2) 改正後

##### (1) 会社法

「並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務」

##### (2) 会社法施行規則

「次に掲げる体制その他の当該」株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団

「イ 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

ロ 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

#### 3) 法律と法務省令

## 2、親会社取締役の子会社に対する責任は変わるのか？

(改正会社法において「株式会社は、その子会社を管理・監督しなければならない」旨の明文規定は設けられなかった。)

## 3、会社の業務等の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備 （基本知識の整理）

### 1) 開示、報告、監査

(1) 決定の内容、当該体制の運用状況の概要は事業報告に記載され、開示される  
(会社法施行規則 118 条 2 号)。

(2) 決定内容、運用状況の相当性が監査役による監査の対象となる。

### 2) 内部統制システムの構築と運用

取締役・監査役の善管注意義務の内容

(1) システム水準、経営判断の原則

(2) 取締役・監査役の信頼の保護

## 第2、内部統制システムの構築

### 1、親会社の類型

#### (1) 企業集団（グループ企業）管理規程

①親会社を中心に、親会社の定めた規定のグループ内子会社への適用化による管理体制強化

②グループ全体でのコンプライアンス委員会設置

③グループマネジメントの導入（定期的な経営連絡会の開催。親会社取締役とグループ企業社長との定期的な会議）

#### (2) 子会社経営に対する親会社のガバナンス（支配、管理）（親会社→子会社）

①子会社における業務の適正確保

②子会社における情報の管理（親会社から子会社に提供した情報の管理と子会社の情報の親会社への提供に関する件）

③子会社におけるコンプライアンス方針の策定

④親会社の内部監査部門による子会社の監査

⑤親会社の監査役による子会社監査

⑥子会社の重要案件の親会社の事前承認

⑦子会社の取締役、監査役に親会社の役職員を派遣

(3) 子会社ガバナンス体制や経営管理態勢の実効性・有効性

(略)

く

## 2、子会社の類型

(1) 子会社の独立性の確保（子会社の利益確保）

①取引の必要性、取引条件の公正性の確保

②親会社から派遣されてきた役職員の子会社に対する忠実義務の確保

(2) 親会社の不正行為への加担防止体制（親会社ないしグループ全体の損失回避）

①親会社の粉飾決算、インサイダー行為その他不正行為への加担、協力の拒否対応

②親会社の監査役、内部監査部門との連携

③社外役員の意見、リーガルオピニオンの取得

※会社法施行規則第 118 条第 1 項第 5 号（親会社との取引に関する事業報告、附属  
明細書の記載）

### 3、規定上の留意点（法的観点から）

- (1) 100%子会社といえども、独立した株式会社であり、親会社が直接、子会社に一定の行為を義務付けることや一定の結果（内部統制システムの構築）を要求することが可能か？

親会社＝株主（子会社の業務執行機関ではない）

子会社の業務執行は子会社の取締役が行う

親会社が有するのは、取締役の選任解任権のみでは。

親会社といえども直接、子会社の取締役の手足をとるようにして子会社の業務執行を指示できないのではないか。

- (2) 親会社、子会社間の契約で「経営管理契約」等を特別に締結し、それにもとづいて契約上の義務として子会社取締役が親会社取締役に情報提供したり、一定範囲の事項につき予め承認を求めること、などが規定しうるとしても、それを締結している会社は多くないのではないか。

そうすると、そのような特別な契約を締結していない場合、契約上の義務なくして、子会社に対し、直接指示できるのか？

100%株主として（いつでも株主総会開催可）、取締役の解任権を背景として要請する（事実上強く求める）、ということにとどまるのではないか。

- (3) 子会社の親会社への義務付けが、かえって親会社取締役の責任（損害賠償義務リスク）を加重していないか？

- 4、監査役への報告、連絡、情報提供、通報窓口  
(改正会社法施行規則 100 条 3 項 3 号、4 号、5 号、6 号)

- 5、内部監査部門

### 第 3、親会社取締役の責任

親会社・子会社から成る企業集団の実態類型からの考察

- 1、ホールディングス（株式 100%保有）の場合
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2、事業会社企業集団（複合・実質支配、資金・人事・技術・主要原材料の供給、主要商品の購入などの取引）の場合
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3、ぎりぎり子会社 非完全支配（一応実質支配関係あり、と判断されているが、完全でない）の場合

#### 第4、参考判例

1、親会社取締役の子会社に対する責任

2、内部統制システム構築等に関する取締役、監査役の責任

以上